

平成19年7月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 梅 の 花
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 梅 野 重 俊
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 本 多 裕 二
T E L 0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成19年7月4日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 2,200株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第21条に規定される方式により平成19年7月12日(木)から平成19年7月17日(火)までの間のいずれかの日(以下、「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、ドイツ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、新光証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成19年7月18日(水)から平成19年7月20日(金)まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成19年7月13日(金)から平成19年7月18日(水)までとする。
- (7) 払 込 期 日 平成19年7月23日(月)から平成19年7月25日(水)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成19年7月23日(月)とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 1株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 300株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行

(「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 300株
- (2) 払 込 金 額 払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成19年8月20日(月)
- (5) 払 込 期 日 平成19年8月21日(火)
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムビーシー株式会社 300株
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」が中止となる場合、本募集も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による新株式発行について

今回の2,200株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)にあたり、300株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、300株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成19年7月4日(水)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が割当先とする当社普通株式300株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年8月21日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年8月17日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

よって、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	26,350株	(平成19年7月3日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	2,200株	
(3) 公募増資後発行済株式総数	28,550株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	300株	(注)
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	28,850株	(注)
(6) 株式分割による増加株式数	28,550株	(注)
(7) 株式分割後の発行済株式総数	57,700株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、大和証券エスエムビーシー株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額1,135,902千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限155,223千円と合わせて、設備資金に100,000千円、連結子会社への投融資を通じた設備資金に1,067,569千円を充当し、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

なお、平成19年7月4日現在、当社の設備計画は以下のとおりとなっております。

① 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完了後の 増加客席数 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社梅の花	福岡県久留米市	工場用地	100,000	—	増資資金	—	平成19年7月	—
株式会社梅の花不動産管理	三重県四日市市	飲食店舗	262,057	4,488	自己資金及び 増資資金	平成19年4月	平成19年9月	100
	埼玉県3店舗	飲食店舗	810,000	—	増資資金	平成20年9月期中	平成20年9月期中	300

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記既支払額は、平成19年5月31日現在のものです。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

調達資金は新規出店にかかる設備投資資金に充当することにより、店舗数増加に伴う売上高の増加を見込んでおります。また、自己資本の増強により、財務体質の強化が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE(株主資本利益率)を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して実施する方針であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主様に対する安定した配当を念頭に置き、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

店舗の新規出店に伴う設備投資資金と考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成16年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(▲)	7,471.56円	▲11,339.77円	▲22,031.22円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	3,000円 (—)	3,000円 (—)	3,000円 (—)
実績配当性向	40.15%	—	—
自己資本当期純利益率	3.8%	▲5.7%	▲12.3%
純資産配当率	1.5%	1.5%	1.7%

(注) 1 1株当たり当期純利益(純損失)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり期末配当金を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成17年9月期及び平成18年9月期については、当期純損失を計上しているため、算出しておりません。

3 自己資本当期純利益率は、平成16年9月期については、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成17年9月期及び平成18年9月期については、当該決算期の当期純損失を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 純資産配当率は、平成16年9月期については、当該決算期の配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値であり、平成17年9月期及び平成18年9月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり配当金を1株当たり純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成18年12月22日株主総会決議分)を発行しております。当該新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(上記<ご参考>2 (注)を参照のこと。)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は上限1.96%となる見込みです。

(平成19年7月3日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	行使期間
平成18年12月22日	568株	562,510円	281,255円	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日

(注) 平成19年7月4日開催の当社取締役会において決議された一般募集及び第三者割当による新株式発行により、新株予約権の行使価額が調整されることがあります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期	平成19年9月期
始 値	387,000円	480,000円	477,000円	506,000円
高 値	510,000円	500,000円	535,000円	580,000円
安 値	379,000円	450,000円	476,000円	506,000円
終 値	480,000円	478,000円	506,000円	571,000円
株価収益率(連結)	127.76倍	—	—	—

- (注) 1. 平成19年9月期の株価については、平成19年7月3日現在で示しております。
 2. 各決算期の株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。
 3. 平成17年9月期及び平成18年9月期の株価収益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成19年9月期については未確定のため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。